

【プログラム中の責任範囲について】

(株)JTB 霞が関事業部

2月24日(月)から3月5日(木)(予定)までの Juntos!! 中南米対日理解促進交流プログラムドミニカ共和国への青少年派遣プログラムへの責任範囲は以下の通りです。

- (1) 各国の事情等やむを得ない事由により、旅程や宿泊先が変更される場合があります。
- (2) 実施団体(JTB)は、派遣中、派遣団の健康状態や行動等が不適切と判断した場合、プログラム参加を取り消し、帰国を命じる場合があります。参加取り消しによって生じる費用は、当該者に請求する場合があります。
- (3) 派遣時期の延長又は中止により個人の費用負担が発生した場合や、第三者(航空会社、ホテル等宿泊施設およびレストランを含む)のいかなる行動または過失、並びに参加者に対する損害及び所持品に対して、JTBは一切の責任を負いません。
- (4) プログラムは、現地の在外公館等と治安状況を確認・判断の上実施致しますが、参加者各位も安全管理面に問題ないと判断し、本プログラムに参加頂くこととしておりますので、第一義的には安全管理の責任は参加者各位にあると考えております。万が一事故等が起きてしまった場合、現地へ参加者関係者・保護者を派遣する等の対応については、参加者各位にお願いをいたします。(JTBで加入する海外旅行保険には、救援者費用が含まれておりますが、対象となるかどうかは保険会社の判断となります) JTBは、現地日本大使館と協力し、各種手配のお手伝い等、出来る限りの後方支援をいたします。